

意見書案第9号

政治資金パーティー収入を巡る疑惑の真相解明を求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月25日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本 繁夫

同 坂本 優子

同 山崎 匡

同 大河 直幸

同 徳永 未来

同 谷上 晴彦

宇治市議会議長 松 峯 茂 様

政治資金パーティー収入を巡る疑惑の真相解明を求める意見書

政治資金パーティー収入を巡る疑惑が連日報じられている。

疑惑については、自民党各派閥の事務総長経験者、衆参議員など複数の名前があがり最大派閥の安倍派にとどまらず、二階派、麻生派も含め、自民党全体の問題になっている。

検察による任意聴取で、安倍派の複数の秘書は「派閥の指示」などと説明し、同派の宮沢博行前防衛副大臣は「不記載を口止めされていた」と明らかにした。組織ぐるみの違法行為であることが濃厚である。

政治資金規正法第1条に「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。」としている。

しかし、今回の疑惑について、首相をはじめとした内閣、政権与党の自民党は、司法の捜索中のためと、自ら真相を明らかにせず、国民への説明を尽くしていない。

東京地検特捜部は、安倍派、二階派の事務所に政治資金規正法違反（不記載・虚偽記載）容疑で家宅捜索を行った。司法の捜査とともに、国会が「国政についての調査を行い、これに関して証人の出頭、証言や記録の提出を求めることができる」という権能を発揮して、疑惑の全容解明を行う必要がある。

よって、国におかれては、自民党による政治資金パーティー収入を巡る疑惑の真相解明を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

京都府宇治市議会議長 松峯 茂

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
内閣官房長官	林芳正様